

平成 29 年 2 月 16 日

昇降機検査（保守）会社 様

(一社)北関東ブロック昇降機等検査協議会

(一財)埼玉県建築安全協会

昇降機の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件等の改正について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

本会運営につきましては、日頃より格別のご高配を賜わり、厚く御礼申し上げます。

さて、ご承知のこととは存じますが、

【平成 20 年国土交通省告示 283 号「昇降機の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件」の改正（平成 28 年国土交通省から【国住指第 2606 号】が平成 28 年 11 月 1 日に発行され、平成 29 年 4 月 1 日より施行開始となります。

■平成28年【国住指第2606号】

「昇降機の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件の一部を改正する件」

公布日：平成 28 年 11 月 1 日

施行日：平成 29 年 4 月 1 日

本改正により昇降機等の検査項目や判定基準等が変更になり、併せて検査結果表が変更されております。改正後の定期報告業務に大きく影響致しますので、以下確認の上、ご認識いただけますようお願い致します。

敬具

記

①改正内容について

国土交通省HPにて、改正前後を比較した新旧対応表が掲載されておりますので、事前にご確認いただきご認識いただけますようお願い致します。

[http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku\\_house\\_tk\\_000076.html](http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_tk_000076.html)

②新様式検査結果表のHP掲載について

弊協議会HPへの新様式検査結果表の掲載については平成 29 年 3 月 10 日を予定しております。掲載まで暫くお待ちください。

以上